

「市民参画の対象となる行政活動の種類(他市の事例)」

明石市市民参画条例

第6条 市長等は、政策等に対する市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合には、市民参画手続(市長等が市民参画を求める手続をいう。以下同じ。)を実施するものとする。

2 市長等は、次に掲げる事項(以下「対象事項」という。)を行うときは、あらかじめ、市民参画手続を実施しなければならない。

(1) 市の憲章、宣言等の策定、変更又は廃止

(2) 市の総合計画(自治基本条例第26条第1項に規定する「総合計画」をいう。)その他市政における基本的な事項を定める計画等の策定、変更又は廃止

(3) 市政の基本的な事項を定める条例及び義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃

(4) 広く市民の利用に供する大規模な施設であつて規則で定めるものの設置に係る基本的な計画の策定又は変更

(5) 前各号に掲げるもののほか市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度及び事業の策定、変更又は廃止

3 前項の規定にかかわらず、市長等は、対象事項が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参画手続を実施しないことができる。

(1) 市税の賦課徴収に関するもの(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により税目を起こすことその他市長が特に必要と認める事項を除く。)その他金銭の徴収に関するもの

(2) 予算の定めるところによる補助金その他の金銭の給付に関するもの

(3) 法令(法律、法律に基づく命令(告示を含む。)並びに条例及び規則をいう。以下同じ。)に基づく事項で、市長等において裁量の余地がないもの

(4) 市長等の機関内部の事務処理に関するもの

(5) 関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易な事項であるもの

(6) 特に緊急の必要のため作成すべきものであつて、市民参画手続を行う暇がないもの

4 市長等は、前項の規定により対象事項について市民参画手続を実施しなかった場合は、当該対象事項に係る政策等を公表する日(地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条に定める議決事件である場合にあっては、議会に提案する日)と同時期に市民参画手続を実施しなかった旨及びその理由を公表するものとする。

愛南町住民参画推進条例

(住民の意見表明制度の実施)

第14条 町は、次に掲げる事項の案について住民の意見を幅広く収集するため、住民の意見表明制度を実施するものとする。

(1) 次に掲げる条例の制定又は改廃

ア 町の基本的な制度を定める条例

イ 住民の生活及び事業活動に大きな影響を及ぼす条例

ウ 住民に義務を課し、又は権利を制限する条例

(2) 町の基本的な方針を定める計画の策定又は改廃

(3) 規則(法第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程を含む。)、審査基準(行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 2 条第 8 号ロに規定する審査基準をいう。)、処分基準(同号ハに規定する処分基準をいう。))又は行政指導指針(同号ニに規定する行政指導指針をいう。))の制定又は改廃のうち**住民の生活及び事業活動に大きな影響を及ぼすもの**

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、**特に住民の意見表明制度を実施することが必要と認められるもの**(適用除外)

第 15 条 前条に規定する住民の意見表明制度の実施に当たり、次に掲げる事項の案は適用しない。

(1) 町税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 5 条第 3 項又は第 7 項の規定に基づき新たに税目を起こしたものを除く。)

(2) 法令に基づく事項で町に裁量の余地がないもの

(3) 法第 74 条第 1 項の規定による直接請求により、議会に付議する事項

(4) 緊急を要する事項

(5) 軽微な事項

広島市市民の市政参画の推進に関する要綱

第 10 条 市長は、第 1 号に掲げる計画又は第 2 号若しくは第 3 号に掲げる条例(議会の議決を要するものにあつては、その案。以下「基本的な計画等」という。)の策定若しくは変更又は制定若しくは改廃(以下「策定等」という。)をしようとする場合には、市民意見公募手続を実施するものとする。

(1) 市政全般又は市政の各分野における基本的な計画

(2) 本市の基本的な方針又は制度を定める条例

(3) 市民に義務を課し、又はその権利を制限する条例(金銭の徴収に関する部分を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、基本的な計画等の策定等が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、市民意見公募手続を実施することを要しない。

(1) 市長が緊急を要すると認めるとき。

(2) 市長が軽微な変更又は改正と認めるとき。

(3) 相互に密接な関係がある 2 以上の基本的な計画等の策定等をする場合において、主たる基本的な計画等について市民意見公募手続を実施した後に従たる基本的な計画等の策定等をするとき。

(4) 基本的な計画等の策定等に関し、市民意見等を求める手続が法令等により定められているとき。

(5) その他基本的な計画等の策定等に関し、市長の裁量の余地がないと認められるとき。

3 市長は、基本的な計画等以外の計画又は条例のうち必要と認めるもの以下「その他の必要な計画等」という。について、市民意見公募手続を実施することができるものとする。